

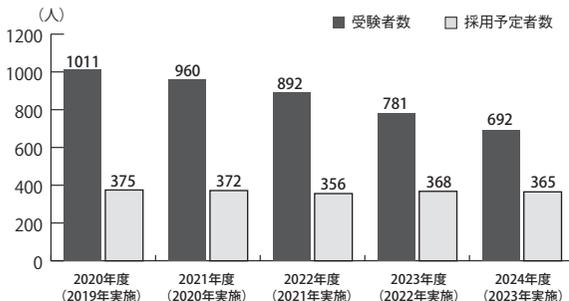


# 佐賀県

面積	2,441 km <sup>2</sup>
人口	788,652 人
県の花	クスの花
県の木	クス
県の鳥	カササギ

求める教員像	教育に対する使命感・情熱 豊かな人間性 実践的な指導力 粘り強く取り組むたくましさ
出願期間	公開日 3月11日(月) 電子申請 4月10日(水)～4月30日(火) 17:00
試験日程	1次試験 試験日 6月16日(日) 合格発表日 7月5日(金) 2次試験 試験日 7月27日(土)～30日(火) 合格発表日 8月23日(金)
年齢制限	昭和40年4月2日以降に生まれた者
募集教科	[小] [中] 国語, 社会, 数学, 理科, 英語, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭 [高] 国語, 地理歴史(日本史, 世界史, 地理), 数学, 理科(物理, 化学, 生物), 英語, 保健体育, 芸術(音楽, 美術), 家庭, 農業(農業), 情報, 工業(機械, 電気, 建築, 土木), 商業 [特] (小)(中)(高) [養]
特記事項	<p>■特別選考 ●さがUJIターンの現職特別選考 [小・中] [高] 工業志願者で、他の都道府県・政令市の公立の現職正規教員は、1次は書類選考、2次は個人面接(模擬授業を含む)を別日程で実施。本特別選考の不合格者は一般選考の1次免除者として2次受験可能。●小学校特別選考(英語・算数・理科・特別支援教育) 1次に特別選考筆記試験を追加。本特別選考の不合格者は一般選考の選考対象とし、2次に加点。●さが離島特別選考 [小・中・養]において実施。選考方法等は一般選考と同様。●障害者特別選考 1次の教職・一般を免除。必要に応じて他の試験の一部を免除又は内容を変更。●社会人特別選考 [中] 英語, 技術[高] 工業, 情報志願者で、規定の要件を満たす者は、1次の教職・一般を免除。●スポーツ・芸術特別選考 規定の要件を満たす者は、1次は書類選考、2次は小論文, 面接等を別日程で実施。本特別選考の不合格者が一般選考も受験する場合は、1次を免除。■第1次試験の免除 次のいずれかに該当する者は、1次を免除。</p> <p>①[小] 志願者で、前年度1次の合格者。②[小] 志願者で、令和6年4月1日～30日に本県公立小で教職員(常勤講師)として臨時的に任用され、規定の要件を満たす者。③[小・中] 志願者で、公立の現職正規教員。④[小・中] 志願者で、公立の正規教員として3年以上の勤務経験を有する者。■一般・教職教養試験の免除 次のいずれかに該当する者は、1次の教職・一般を免除。①前年度1次合格者。②受験する試験区分・教科の専修免許状を有する者。③公立の現職正規教諭等。④令和6年4月1日～30日に本県の学校に教職員として臨時的に任用され、規定の勤務経験を有する者。⑤民間企業等で規定の勤務経験がある者。⑥公立の正規教員として3年以上の勤務経験を有する者。■大学・大学院推薦制度 本県教委が指定する大学、大学院等から推薦を受けた者で、書類選考で合格となった者は、1次を免除。小学校特別選考については教職・一般・専門を免除。</p>

### ▼受験者数等推移



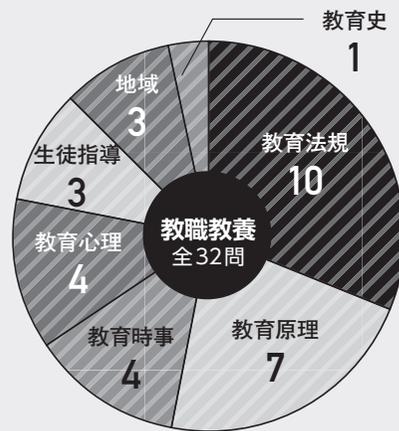
### ▼令和4年度 問題行動調査でのいじめの認知件数と不登校児童・生徒数

	小学校	中学校	高等学校
いじめ(件)	3,905	1,589	383
不登校(人)	669	1,341	429

## 2025年度(2024年実施)筆記試験DATA



\*「地域」には「一般時事」も含まれる。



\*「地域」には「教育原理」、「教育時事」も含まれる。

- ▶ 幅広い領域から出題される特別支援教育
- ▶ 教育法規は地方公務員法と学校保健安全法
- ▶ 一般時事ではご当地事情と絡めた問題が必出

〈教職教養〉のうち、**教育原理**は特別支援教育、人権教育、情報教育等から構成されている。このうち、特別支援教育は幅広い領域から出題されており、今年度は発達障害者支援法から第2条の2（基本理念）が出題された。人権教育では佐賀県の「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例」（2023年）が出題された。情報教育では、昨年度に続いて「教育の情報化に関する手引（追補版）」（2020年）に関する問題がみられた。

**生徒指導**では、「生徒指導提要」（2022年）が頻出であり、今年度は「第1章 生徒指導の基礎」から生徒指導の定義に関する問題が出題された。

**教育時事**では、「第4期教育振興基本計画（閣議決定）」（2023年）からグローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成に関する問題が出題された。

**教育法規**では地方公務員法と学校保健安全法が必出である。今年度、地方公務員法からは第1条と第23

条の2が、学校保健安全法からは第1、20条が、それぞれ出題された。また、頻出の教育基本法（第1条）や学校教育法（第1、137条）、教育公務員特例法（第21条）も出題された。これらのほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律も出題されている。頻出条文のキーワードを押さえることが重要である。

**教育心理**ではさまざまな領域から出題されている。今年度は評価（絶対評価）や学習（パブロフ）のほか、知能検査WISC-IVやチックの理解を問う問題がみられた。重要な人物・理論を正確に理解したい。

**教育史**では、西洋教育史からナトルプに関する問題が出題された。

〈一般教養〉のうち、**人文科学**では例年、国語（同音異義語）と英語（英文法・構文、単語）を中心とした出題となっており、今年度も同じような傾向であった。**社会科学**ではおおむね例年通り、日本史（明治時代）、時事（ご当地問題等）等を中心とした出題であった。**自然科学**では、数学を中心とした出題となっており、今年度も同様の出題となった。